

大学院生の研究・生活条件の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年六月八日

近藤忠孝

参議院議長 河野謙三殿

大学院生の研究・生活条件の改善に関する質問主意書

現在、大学院は「学術の理論及び応用を教授研究しその深奥をきわめて文化の進展に寄与すること」という学校教育法の目的とはうらはらに、その研究、教育条件は危機的状况におかれ大学院生の生活条件も悪化の一途をたどっている。

大学院の研究、教育条件の改善のため次の措置をとるべきと考え、以下質問する。

一 五十二年度予算では院生の奨学金は修士課程で三万九千円になつたが、食費、書籍代等諸物価の高騰をかんあんすると最低でも七万円は必要となつている。政府は、奨学金の引き上げをおこなうべきであると考えらるがどうか。

二 奨学金の貸与率は、例えば金沢大学の場合、修士課程で全員の四十パーセントであり六十パーセントの院生はその恩恵をうけていない。貸与率をあげ希望する全ての院生に奨学金を貸

与すべきであると考えるがどうか。

三 大学の教育研究の基礎となる基準的教育研究費は、五十二年度予算の場合、対前年度比七・

五パーセント増と物価上昇率にみあわず、教育研究条件は一層悪化している。

基準的経費を大幅に増額すべきであると考えるがどうか。

四 学会発表、研究調査活動等、学外での諸活動は、大学院生にとって学習・研究活動をおこなううえで不可欠なものである。

ところがこれらの調査費、旅費は院生の私費負担となっているのが実情である。

予算の積算基礎に院生の研究旅費を費目化すべきであると考えるがどうか。